

香美市障害者自立支援協議会 就労支援部会設置基準（案）

＜目的＞

地域共生社会の推進にあたり障害のある方が、その能力と適正に応じて生きがいと希望を持って働くことができる地域を目指すために、関係機関が連携・協働し、障害のある方の就労等に係る既存の制度や取組の把握し、地域の現状、課題を把握するとともに、支援の方法について協議することを目的とする。

＜協議内容＞

- 1 障害者雇用に係る制度や取組内容についての情報交換
- 2 障害者雇用の推進に向けての取組
- 3 障害者雇用における障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る啓発
- 4 障害者雇用に係る地域課題の抽出及び課題解決への取組内容

＜開催頻度＞

年 1 回の情報共有を基本としつつ、個別の事案が発生した場合は随時開催する。

＜部会長＞

部会長を互選により選出する。

部会長は本会を総務し、香美市障害者自立支援協議会において専門部会の活動内容を報告する。

＜構成＞

地域活動支援センター「香美」

障害者支援施設 白ゆり

高知公共職業安定所香美出張所

障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」

福祉事務所

協議内容に応じて関係機関の職員等をオブザーバーとして参加させることができる。

＜事務局＞

事務局を香美市福祉事務所社会福祉班に設置する。

＜その他＞

本基準は、令和 5 年 月 日から施行する。